## 十勝川中流部川づくりワークショップ規約

(目的)

第1条 本ワークショップは、十勝川水系河川整備計画に基づき、十勝川中流部の治水安 全度向上のため、河道の掘削を行うにあたり、より良い川づくりに向けてその具体 案を検討することを目的とする。

## (組織)

- 第2条 本ワークショップは、公募による一般市民、有識者、行政などをもって組織 する。
- 2 本ワークショップは座長1名、副座長1名を置く。
- 3 座長は、本ワークショップを総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。

(ワークショップの主催等)

- 第3条 本ワークショップは帯広開発建設部治水課が主催する。
- 2 本ワークショップは帯広開発建設部治水課長が開催する。
- 3 本ワークショップは原則として公開で行うものとする。
- 4 本ワークショップは、「十勝川中流部川づくり(案)」をとりまとめることによって、 原則その役割を終えることとし、座長の意見を聴取した上で、帯広開発建設部治水課 長が閉じるものとする。

## (事務局)

- 第4条 本ワークショップの事務局は帯広開発建設部治水課に置く。
- 2 事務局は本ワークショップの運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、本ワークショップの運営に関して必要な事項 は、座長が定める。

## 附則

この規約は平成22年10月2日から施行する。